

(第一次県行造林)

県行造林規程

昭和4年5月17日 新潟県告示第388号

昭和28年1月2日 新潟県告示第3号(一部改正)

令和4年2月14日 林第984号 一部改正

第1条 県は御大典を記念し造林の普及を図り其の模範を示し併せて基本財産の達成、河川の水源商業に資せんが為本規程の定める所に依り収入を分収する契約を以て民有地に地上権を設定し造林を行う。

第2条 新植、補植、手入れ其の他造林上必要な行為は県之を行う。

第3条 土地所有者は左の業務を負うものとする。但し土地所有者造林地所在市町村に居住せざる場合に於いては自己に代わりて業務を負うべき者を定め届けで知事の承認を受くべし。

1、林地保護

- (1) 火災の予防及び消防
- (2) 盗伐、誤伐、侵墾其の他の加害行為の予防及び防止
- (3) 有害鳥獣並に病虫害駆除予防
- (4) 境界標其の他標識保存
- (5) 其の他研に於いて必要と認め指定したる事項

2、諸公課の負担

第4条 土地所有者は知事の同意を得て左の産物を採取することを得。

- 1 土石、下草、樹実、菌茸其の他の副産物
- 2 手入れのため伐採する枝条の類
- 3 植栽後15年以内に於いて手入れのため伐採する樹木
- 4 区割された除地に生じた天然生立木

第5条 造林地保護の為保護組合を設置する場合は代表者を定めた組合員数と共に届出て知事の承認を受くべし。代表者変更したる場合も同じ。

保護組合は造林地保護に関する規約を設け知事に届出て承認を受くべし。之を変更せんとする場合も同じ。

第6条 県は造林地保護組合に対し保護料として造林収入金額の百分の3以内を交付することを得。但し第9条但書に依り県の取得と為りたる被害木及び第11条第3号依り契約解除なりたる場合は此の限りにあらず。

第7条 造林着手後天然に生じたる樹木は契約に依る造林木と看做す。造林着手前により存する樹木にして指定の期間内に収去せざるものも同じ。

第8条 契約前の原因に依り異議を唱え又はその土地に対し権利を主張する者あるも土地所有者に於いて総て其の責に任じ地上権者は其の責に任ぜざるものとする。

第9条 造林収入は樹木の売払代金を以って其の都度左記割合に依り分収するものとする。但し区域内に於ける被害木、現在立木の3割以内（被害木を含む。尚3割と称するは本数を以って算定す）なるときは其の被害木は県の取得とす。

- 1 百分の60 県
- 2 百分の40 土地所有者

造林経費に対し寄附を為したる者あるときは其の都度契約に依り県の分収額より其の幾分を分布することを得。

第10条 土地所有者に於いて本規程に依り契約を為したる土地に付第三者に対し権利を設定せんとするときは相手方と連署し知事の承認を受くべし。

第11条 次の場合に於いては県は造林並に地上権設計契約の全部又は一部を解除することを得。

- 1 公用又は公益事業のため必要ありと認めたる時。
- 2 契約の目的を達することを能わずと認めたる時。
- 3 本規程又は地上権設計定契約条項に違反したるとき。

第12条 前条第1号、第2号に依り契約を解除したるときは直に収入を分収す。前条第3号に依り契約を解除した場合に於いては土地所有者は知事の指定に従い造林に係る樹木に付県の有する持分の価格に相当する金額を納付すべし。但し其の金額が造林の為県の支出したる金額と之に対する重利計算に依る年5分5厘の利息に相当する金額との合計額に達せざるときは其の合算額を納付すべし。

第13条 地上権消滅の場合に於いては現状の為儘土地を返還す。

附 則

本規程は公布の日より之を施行す。